

第 1 4 8 6 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 4 時 2 0 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—開 会—

—公 開—

(議決事項)

第14号 平成25年度特別支援学校（高等部・専攻科）の入学定員について
（特別支援教育課）

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第3号 平成24年人事委員会勧告に基づく給与関係条例の一部改正について
（総務課）

第4号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について（総務課）

第5号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正
について（総務課）

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第57号 平成25年度島根県教育職員採用候補者選考試験の結果について
（高校教育課）

第58号 平成25年島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果について
（義務教育課）

第59号 東京巡回展「出雲—聖地の至宝—」について（文化財課）

————— 以上原案のとおり了承

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
山本委員長 土田委員 仲佐委員 岡部委員 原委員 今井教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

花田教育監	全議題
井塚教育次長	全議題
米山教育次長	全議題
三島教育センター所長	全議題
黒崎総務課長	全議題
荒木総務課上席調整監	全議題（報告第58号、59号を除く。）
高宮教育施設課長	全議題
小林高校教育課長	全議題
長野県立学校改革推進室長	全議題
助川特別支援教育課長	全議題
矢野義務教育課長	全議題
野津保健体育課長	全議題
荒瀬健康づくり推進室長	全議題
小仲社会教育課長	全議題
片寄人権同和教育課長	全議題
祖田文化財課長	全議題
若槻文化財課管理監	全議題
丹羽野古代文化センター長	全議題
高橋福利課長	全議題
坂根教育センター教育企画部長	全議題
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森本総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
佐々木総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

山本委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	3 件
	協議事項	0 件
	報告事項	3 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	土田委員	

(議決事項)

第14号 平成25年度特別支援学校(高等部・専攻科)の入学定員について(特別支援教育課)

○助川特別支援教育課長 議決第14号平成25年度特別支援学校(高等部・専攻科)の入学定員についてお諮りする。

1の1の一番下のところをご覧いただきたい。県立学校の組織編制に関する規則の中で、高等学校や特別支援学校高等部の定員を定めている。9月の教育委員会で高等学校の入学定員についてお諮りし、議決をいただいているが、特別支援学校についても、同じく高等部の定員、高等部及び専攻科の定員について、今回お諮りする。

今回お諮りするのには高等部と専攻科だけだが、小学部と中学部については、定員の定めはない。これは、小学部・中学部は義務教育で、特別支援学校小学部、あるいは中学部の教育を受ける必要がある子どもがいれば、当然、特別支援学校に就学させるわけであるので、何人まで受け入れるということはない。したがって高等部及び専攻科についてのみお諮りする。

定員設定をどのような考え方で定めたかということ、高等部に入学する生徒たちについては、毎年、その前年の10月に各特別支援学校が主催して就学相談会を行い、就学の意味や、その学校の教育が適当であるかどうかということを確認する。そして、その就学相談会に参加される人数を踏まえて定員を決定している。例えば20人の単一障がいの子が就学相談会に来たとしたら、単一障がいの場合は1学級は8人なので、8の倍数で定員が決まり、24人、3学級を設定することになる。

このような考え方で設定し、高等部の入学定員は合計65学級、330名とするものである。

安来と邇摩については、松江養護学校の安来分教室、出雲養護学校の邇摩分教室であるが、安来、邇摩を希望する方が、それぞれ8名以下だったので1学級8名を設定することにしている。

その下に(訪問学級)というのがあるが、いわゆる訪問教育の対象となっている生徒で編制されている学級である。訪問教育というのは、通学して学校で教育を受けるのが困難な障がいの重いお子さんがおられる場合、例えば自宅に先生が訪問して、大体週3回、1回3時間で合計週9時間だが、訪問してそこで教育をするというものである。来年2月ぐらいまでに、そういう対象となる生徒を把握して学級を設定したいと考えている。

(2)の専攻科について先に申し上げるが、専攻科とは、県立盲学校と松江ろう学校に設置されているもので、高等部の上にさらに教育を受ける場として設けているものである。例えば盲学校では、あん摩、指圧、マッサージ師、はり師、きゅう師の受験資格を取る、そういう教育を行っているところである。これについても同様の就学相談会の結果を踏まえて、入学定員を設定している。

次のページの1の2と1の3が、それぞれの学校の人数であるが、大きなトレンドとしては、単一障がい、重複障がいについて3学級ずつ減となっている。これは平成24年度には、今の高等部の1年生の人数がその前と比べて大きく増えていたのが、おおむねもとに戻ったため、昨年と比べると若干の減となっている。学校ごとに見ると、松江養護学校は、重複障がいの学級が減っている。これは就学相談会の結果を踏まえて、各生徒に対し、どのような教育をしていくのがいいのか、この生徒は単一障がいの学級に入れるのがいい、重複障がいの学級に入れるのがいいというのを、よく検討された結果、重複障がいの学級が若干減ったということで、その結果、全体の人数も若干減っている。ただ、今後もう少し中長期的に見ると、今後数年間は引き続き高等部の生徒は増えていくというふうに思われる。

結果として、高等部は12校で合計で330人の入学定員、専攻科についても合計41名の入学定員を設定したいと思っており、もしお認めいただければ、これを踏まえ、先ほど申した県立学校の組織編制に関する規則の改正をさせていただきたい。

○山本委員長 訪問学級は今のところないということだが、これが出てくれば先生の配置はどうなるのか。

○助川特別支援教育課長 訪問学級で一つの学級となるので、その一つの学級ができれば一人で

ある。

○山本委員長 一人配置するわけか。

○助川特別支援教育課長 そうである。

○土田委員 昨年対比で学級数が減っていく。学級数が減ってくると、当然先生の数がオーバーしてしまうが、配置はどういう形で考えて対応される予定か。

○小林高校教育課長 特別支援学校は非常に講師の数が多いと言われるが、なかなか正規教員を急に増やしたり、減らしたりできないので、人事的には特別支援学校にいる講師の数を年度によって学校で調整するという形でやっている。特別支援学校の講師は、全体で例えば200人ぐらいいるとすれば、その次の年に150ぐらいにするという形で増減は調整している。

○土田委員 生徒が増え学級数が増えた場合、講師にまた来て欲しいと言っても、どこかもうほかのところに就職されていては困ると思うが、そういう時はどういう形で対応しているのか。

○小林高校教育課長 講師は基本的に一つの学校に固定はしておらず、ある面いろいろな学校を経験してもらおうというメリットもあるので、全体で、例えばその学校が足りなくなればよその学校に行ける方に入っていただくとか、そういう感じで調整している。実際に非常に講師が増えているので、今年採用も増やしたが、高校の講師をご希望の方に、そういう経験も含めて、特別支援学校の講師も経験していただく、そういうふうな形もやっている。

○土田委員 特別支援学校から小・中学校に応援に行くことも考えているのか。

○小林高校教育課長 例年、特別支援学校から小・中学校とか、小・中学校から特別支援学校へとか、若干だが従来から交流もやっている。最近そういったニーズが多くなっており、その辺のところの調整が難しくなっているが、引き続き交流はやっていきたい。

○仲佐委員 就学相談会で把握して、定員が決まるということだが、入学定員は毎年変更があるということか。

○助川特別支援教育課長 毎年、変更している。

○岡部委員 仲佐委員の質問に関連してだが、聞き取り調査で滞りなく大過なくやってきているのか。突然、こちらの方に転居してこられた場合、そういう臨時のケースへの対応というのは可能なのか。

○助川特別支援教育課長 まず就学相談会に参加をしていただかないと受験できないということにしており、そしてまた、10月に就学相談会を行うこととしているが、おっしゃったように、例えば転居だとか、何らかの理由で進路の変更があることもある。その結果、入学定員が設定された後に、希望人数が増えるということはある。その場合には、実際は入学定員を若干超えることはあるが、この学校の教育課程を受けるのが適当だというふうに判断すれば、その場合は定員を超えて受け入れている。ただ、先ほど申したように、私どもとしては、丁寧な進学指導、その子が15歳から18歳まででどのような教育を受けるのがいいのかということ、ちゃんと考えてもらうことが必要なことだと思っているので、10月または、必要があれば10月よりもっと前から事実上の相談もしていただくなりして、まず学校としては、入学希望者を把握していく。中学校側におかれては、その生徒がどこで教育を受けるのが適当かということ、なるべく早くから相談してほしいというふうにはお願いしている。

○岡部委員 そうすると、そういうふうな突然のケースがあっても、対応は十分に可能である、これまでも対応してきていると理解してよいか。

○助川特別支援教育課長 そうである。

○山本委員長 松江養護だけ、重複が5学級の減だが、こういう例が今までにあるか。

○助川特別支援教育課長 松江養護の場合、重複とは知的障がいの他に、例えば視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱もあわせ持つということであるが、松江養護として、この生徒は重複障がいの教育を適当だと判断するか、単一障がいの知的障がいのみの教育を受けた方が適当だと判断するかで、結果として定員が変わるということはある。

○山本委員長 傾向的には、出雲部の方が減で、西の方が増ということか。

○助川特別支援教育課長 本年度はそのように出ている。

○山本委員長 今年度だけか。

○助川特別支援教育課長 中長期的に見ると、出雲部が増えているというトレンドには変わりない。

○仲佐委員 盲学校、聾学校の専攻科だが、定員を8名に設定された場合、過去の実績として極端な話、1名とか2名という事例もあるのか。

○助川特別支援教育課長 実は、就学相談がゼロだったとしても、1学級は設定している。例えば現在、松江ろう学校の専攻科は、1年生、2年生ともゼロである。盲学校の専攻科は現在、1、2、3学年合わせて12名おられる。中途失明になられた方などが、あんま、はり、きゅうの指導を受けている。定員として8とか3とかあるからといって、8に近い数、3に近い数があるというわけでは必ずしもなくて、むしろかなり少ないことの方が多いのが実態である。

○仲佐委員 学校視察に行ったときに、1名しかいらっしやらない姿を見た。先生と1対1で授業を受けていたのを見た。

―――原案のとおり議決

(承認事項)

第3号 平成24年人事委員会勧告に基づく給与関係条例の一部改正について(総務課)

第4号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について(総務課)

第5号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について(総務課)

○黒崎総務課長 承認第3号平成24年人事委員会勧告に基づく給与関係条例の一部改正について、承認第4号職員の退職手当に関する条例等の一部改正について、承認第5号教育長の給与、勤務時間に関する条例の一部改正について一括してお諮りする。

これについては、人事委員会勧告に基づく給与、あるいは人事委員会の報告に基づく退職手当に関する改正、それに関連する教育長の給与等に関する条例の改正という形になっている。

まず、承認第3号だが、資料の2の1をご覧ください。これは、平成24年人事委員会勧告に基づく給与関係条例の一部改正で、教員の給与の改正である。

今年の人事委員会勧告に基づき必要な改正を行うもので、4月1日に遡って適用するものである。

それから、これらの条例については、現在開かれている定例県議会で知事の方から12月5日に条例案として提出されている。それに先立ち、教育長が臨時代理をさせていただいたので、承認事項となっているものである。

(3)をご覧ください。県立学校の教職員の給与に関する条例、市町村立学校の教職員の給与に関する条例である。改正内容については、表を入れている。これは人事委員会勧告の内容をそのまま入れているが、給料については、4,220円、これは改定率としては1.14%である。諸手当、これは給料月額をベースに算定するさまざまな手当だが、それに対してはね返る部分が、0.01%である。

2の4ページをご覧ください。県立学校の教育職員の給与に関する条例の新旧対照表を挙げているが、条例本文のところの改正はない。高等学校等教育職給料表については、全国の教育委員会の教育職員について、全国の人事委員会の連合会が作成しているモデル給料表がある。これについては、全国一律で同じ給料表を適用している。この表そのものは変えないが、その備考で、改正前は100分の98.37となっている。これは給料表が全国一律のものなので、それに対して地域給として、島根県の場合は100分の98.37という数字を掛けるものである。改正後はこれが100分の99.82ということで給与が1.14%上がる。

2の6ページをご覧ください。市町村立学校の教職員の給与に関する条例である。これも全く同じで、別表のところの給料表に対して、100分の98.37が100分の99.82に

変わるものである。

続いて、資料の3の1をご覧ください。職員の退職手当に関する条例等に関する条例の一部改正である。職員の退職手当については、事務職員も教育職員も、すべて一括した一つの条例になっている。これについては、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて改正を行うもので、施行日は来年の4月1日からである。

この経過であるが、本年の8月7日に退職手当の支給水準の引き下げについて閣議決定がなされ、その後10月17日に、この国の閣議決定に基づくことから、国の要請に対して適切な措置を講ずる必要があるという形で、島根県人事委員会から報告をもらった。次に、11月16日に国会で、国家公務員の退職手当法の改正が成立した。これは、官民格差の解消ということで、この閣議決定を受けた法律の改正で、平均402万円の退職手当の減である。具体的な内容は、改正内容の(2)をご覧ください。民間との均衡を図るため設けられた退職手当の調整率を、現行は100分の104だが、付表にあるように25年度中は100分の98、26年度中は100分の92、27年の4月1日以降は100分の87にするものである。退職手当については、退職日の給料月額に支給率、これは何年勤めたかによって変わるが、支給率を掛ける。さらに調整率を掛けて、退職手当を算定することとなっているが、この調整率を下げるということである。

参考で書いているが、60歳で定年退職の勤続35年の場合、高校教育職の2級の137号、これは教員の最高号給であるが、この方が退職された場合の退職手当は、平成24年度であれば2,700万円余りであるのが順次減っていき、平成27年度の100分の87になった場合は2,280万円と、現行より420万円の減となる。

3の5をご覧ください。新旧対照表をつけているが、中ほどのところに改正前100分の104、それから左の改正後のところに100分の87という形で条例が整理されている。ただ、中途の経過措置については、附則の方でうたってる。

続いて、資料の4の1をご覧ください。教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正であるが、これは先ほどの職員の退職手当に関する条例が改正されたことを踏まえ、特別職の教育長の給与、退職手当についての規定を変更するものである。教育長の退職手当は給料月額に在職月数を掛け、さらにそれに支給割合を掛けている。現在は、100分の26という支給割合であるものを、改正後は100分の22に減額になる。

資料の4の3だが、これも100分の26から100分の22に改正される内容である。
○仲佐委員 民間との均衡を図るためにということだが、私のところは民間企業で、県の人事委員会から毎年ヒアリングに来る。従業員の給料から役員の給料までヒアリングして帰られるのが何年も続いている。私のところだけではなく、県内の沢山の企業にそのようにヒアリングしておられると思う。

民間も仕事が順調ならば給料も上がっていくが、本当に不況になれば、どんと落としてしまし、賞与も半額とか、業績優先とか、そういう形で支給している。民間となるべく近づいていくような改正になったのではないかと感じたところだ。

○山本委員長 退職金が下がってくると、逆に早く辞めようという傾向があるかか。

○黒崎総務課長 早期退職については、特段今のところはそういう傾向にない。

退職給与金が下がるということは、非常に影響が大きいわけで、いろんな借入金等もある方についての影響とか、いろいろあるわけだが、退職金が減ると、早く辞めることによるマイナス部分との関係で、総合的に職員は判断すると思う。

年収よりは金額が小さいので、早く辞めた場合には、その年収部分の影響が大きいと考えられる。そういった意味で現在のところは大きな動きはないが、今後のところはちょっと読み切れなところがある。

(報告事項)

第57号 平成25年度島根県教育職員採用候補者選考試験の結果について(高校教育課)

○小林高校教育課長 報告第57号平成25年度島根県教育職員採用候補者選考試験の結果についてご報告する。

資料5ページをご覧ください。この選考試験の実施については、既に教育委員会に報告しているが、盲学校の理療科教員、実習助手、身体障がい者を対象とした実習助手、3つの試験を実施した。

まず、盲学校の理療科教員は、出願者2名、受験者2名で1名の方を名簿登載した。

それから、県立の高校、特別支援学校の実習助手については、一般については31名の受験で2名の名簿登載、工業については8名の受験で2名、水産については7名の受験で2名の名簿登載を行った。

それから、身体障がい者を対象とした選考について、従来も障がいのある方を対象とした選考は行っていたが、今年度初めて別枠で、身体の障がいのある方だけを対象とした選考を行ったところ、2名の出願があり、そのうち1名の方を名簿登載した。

来年度から教育委員会は障がい者雇用率が2.2%に上がるが、教員については免許状が必要で、なかなか教員採用試験の受験者が少ない中、実習助手については受験資格として免許は必要ないので、来年度以降もこの試験の実施については、退職者の状況等を見ながら毎年度検討していきたいと思っている。

高校と特別支援学校、どちらの配置も状況としては可能であるが、特別支援学校に配置すれば、また生徒の目標というか励みにもなるというふうを考えているので、配置等も工夫して、来年度以降もできるだけ実施を検討していきたいと思っている。

○山本委員長 実習助手の一般の方が15倍と結構多いが、近年こういう実習助手は、職場の要望が多いのか。

○小林高校教育課長 もっと倍率の高い時もあったようだが、先ほど言ったように高卒でも受けられるし、受験の資格等も求めていない。ただ、実際の試験はパソコンを使ったり、理科の実験をやってもらったり、面接等さまざまなことをやっている。なかなか名簿登載になるまでが非常にハードではあるが、多いときには60名ぐらいの受験があったこともある。

――原案のとおり了承

第58号 平成25年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果について(義務教育課)

○矢野義務教育課長 報告第58号平成25年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果についてご報告する。

本試験は8月21日に1次試験、それから10月、11月にかけて2次試験の面接を行って、以下のような結果になった。

この小・中学校の管理職昇任試験は、昭和50年頃からこういった形でやっており、全国でもこういった公募による選考は早い時期からやっている。校長の方が、受験者数187名で、1次試験合格者67名、2次名簿登載者が35名となった。それから教頭の方が、受験者数が228名、名簿登載の方が50名である。受験者数だが、校長の方は今回187名だが、教頭しか受験できないので、過去10年の平均で大体180名ぐらいである。学校数が若干減ってきたとはいえ、大体同じぐらいの受験者数となっている。それから、教頭の方だが、こちらは228名となっているが、過去10年の平均が267名で、多いときは300名近くが受けていた時期もある。ここ数年は、230名前後で推移しており、若干、受験者が減っている状況である。受験可能な年齢の教員の数自体も多少減ってきているので、そういった影響も出ているかと思う。

○岡部委員 校長、教頭の受験資格というのは具体的にどうなっているか。

○矢野義務教育課長 教頭は、年齢は40歳以上。それから、職種は教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、いずれも受験が可能である。それぞれの職種によって、受験のその資格が少し変わってくるが、基本的に人事異動細則で定めており、例えば教諭であれば他地域勤務や、僻地勤務をこなしていることが条件になっている。それから、校長の受験資格は、教頭として3年以上勤務したもので、年齢制限は45歳以上としている。

○原委員 男女共同参画では、女性の管理職登用を増やすということが国から出ているので、大体女性の割合がどれぐらいかと思ってみると、増えているでもない、減っているでもない、何かばらばらの数値なのだが、そこら辺はどう考えていらっしゃるか。

○矢野義務教育課長 女性管理職の状況だが、過去を見ると、女性校長では一番多いときが14%、それから教頭の方が21%で、その後少し減っている。受験者そのものも、教頭の受験者数が今回20名ということで、全体の8%ぐらいだが、過去の平均が10.5%であるので、やはり少しずつ減ってきている。ただ、名簿登載者数は今回6名ということで12%、過去平均でも14%なので、受験すれば男性よりも名簿登載される割合は高いということになるが、受験する人数がなかなか増えないというのが現状である。管理職の研修会等では、こういった昇任試験の話もするが、校長を通じて女性の方にも受験していただくように声かけ等はしている。

○土田委員 先生になる方は、末は校長という希望を持ってなると思うが、この校長の名簿登載者になって、そのまま現場の校長をしないで定年を迎えられた例は、20年、21年で何名ぐらいあるのか。

○矢野義務教育課長 名簿登載期間が3年だが、その間には必ず校長になっている。

○土田委員 必ずなれるか。

○矢野義務教育課長 基本的には必ず校長になっている。

○仲佐委員 受験者数の20%くらいが名簿登載者数だが、登載されなかった方は何回でも挑戦できるのか。

○矢野義務教育課長 制限は設けていないので、何回でも受けられる。多い方は10回の場合もある。ただ、今回の名簿登載者のうち、校長、教頭、両方とも3分の1が初めて受験した方である。2回目の方もその程度いて、3回目、4回目の方は少なくなる。

○仲佐委員 ずっと手を挙げているが、登載されなかったという方もあるのか。

○矢野義務教育課長 ある。そのうち、年齢のことも考えて、あきらめられる方もある。それからもう一つ、教員になっても管理職を目指していない方がたくさんいる。現場で子どもたちの教育がしたい、管理職よりも担任がやりたいという方はかなりいる。

――原案のとおり了承

第59号 東京巡回展「出雲―聖地の至宝―」について（文化財課）

○丹羽野古代文化センター長 報告第59号東京巡回展「出雲―聖地の至宝―」についてご報告する。

7ページをご覧いただきたい。神々の国プロジェクトとして、京都、東京とやってきた巡回展だが、このたび11月25日をもって東京での巡回展「聖地の至宝展」が終了した。展示内容等はこれまでも説明しているので省かせていただくが、41日間で、来館者数が13万7646人ということで、大変多くの方に観覧いただいて、島根に来ていただけたのではないかというふうに感じている。

また、展示図録も7,314冊と、非常にたくさんの方が売れており、特に終わりの3日間ぐらいは、非常にたくさんの方が来館されたと聞いている。入場制限等もあったようである。

シンポジウムについては、1,039人で、空席がない状態で、これもたくさんの方に来てい

ただいた。

○岡部委員 13万7000人余ということで、大成功で、まずはよかったというふうに思っている。いろんな教訓や、反省点はそんなにかもしれないが、この数字が表しているのは、情報発信の大切さということでもある。かつて、古代出雲文化展があり、それに続くような形での大規模な展覧会が、このように成功裏に終わったことを喜びたい。ぜひ今後とも、この成功を一つのばねにして、島根の地から、東京とか他の地域に向けて文化財関係の情報発信を心がけていただきたい。

○丹羽野古代文化センター長 私どもの方でも、一過性にとすることなく、県内外ともに情報発信に努めてまいりたいと思っている。

――原案のとおり了承

山本委員長：閉会宣言 14時20分